

編集部が迫る！



発達保障って
なんですか？

茂木 俊彦さん その3 (全3回)



もぎ としひこ
1942年群馬県生まれ。東京大学教育学部教育心理学科・同大学院で学ぶ。専門は教育心理学・障害児教育学。全障研の結成に参加し、全国委員長などを歴任。現在、桜美林大学特任教授、全障研顧問。

障害者権利条約の前文を読もう

障害者権利条約は、国際条約なので憲法と一般法の間に位置づきます。憲法以下の下位のさまざまな法律は条約に則し、反しないものに変えられなければならないという拘束力があります。それは、国内の障害者への見方や法制度が国際基準に照らしてどうか、どう変えられるべきかという課題が明示されたといっているでしょう。めざすべき基準が明確化されたというその意義は非常に大きいものがあります。

政府は権利条約を早く批准しようとしたが、障害者運動の側が権利条約の理念にできるだけ従って、可能な限り国内法を改正して、それから批准せよと求めました。運動の力で国内法を改正せました。まだまだ不十分ですが、以前に比べると国際基準に到達するための筋道が見えてきています。障害者団体が、権利条約は終着点ではなく、これからの出発点であるといっているのは、そうした意味があります。

権利条約は前文もしっかり読まべきだと思います。第二次世界大戦後のさまざまな分野（女性・子ども等々）の権利についての理念や内容を受けて、障害者権利条約

があります。人間としての尊厳は、これまでの人権条約の積み上げのなかで生まれてきました。「私たちを抜きに、私たちのことを決めないで！」という言葉があります。障害者の自己決定権の問題です。これは人間としての尊厳を尊重するというときに、当事者を横においていろいろなことを決定して従わせるのもうやめてくれという主張であり、権利条約の精神です。自分たちのことは自分たちで決めるという主張は、人間だからこそ平等であり、尊厳があるという主張でもあります。

日本国内ですと積み上がってきたものは決して偶然ではなく、国際的・歴史的な発展のなかでしばしば先駆的な問題提起をしてきました。例えば、重症児のとりくみは日本ほど、どんなに障害が重くても、ということの名実ともにとりくんでいる国はほとんどありません。特に、医療の対象として見ても、医療とともに教育の対象とみるのは日本が先駆的ではないでしょうか。

権利保障の場をつくる

インテグレーションが標榜され、ノーマライゼーション、インクルージョンがいわれていますが、一貫しているのはその中心軸

に人間としての尊厳の尊重と人権の平等、諸権利の平等があるということです。

権利を保障するというとき、障害の特質や状態に応じてより適切な医療・教育・福祉などの諸権利が総合的に保障されなければならない。権利保障のできる場はどうするかというとき、教育では、医療的ケアを含めた発達保障をめざす手厚いとりくみのために特別支援学校が必要です。また、障害児の療育センターを単なるサービスマ機関のようにして、専門家が保育園等を巡回・指導するだけで、療育センターは徐々に縮小していく流れがありますが、これは安上がり政策です。権利の実質的な保障を軸にすえたインクルージョンでなくてはなりません。

*

発達保障のとりくみは、物的にも、人的にも、専門性においても、拠点になるようなところが地域のなかでつくりられ、そこでの実践をもとにセンター的な役割を果たすようになることが重要です。特別支援学校であれ、療育センターであれ、拠点としての機能は実践をやっていないとダメですね。実践をやるよとりくみも困難も知りながら、地域に向いて相談に乗る

のはいと思います。実践の場を縮小してしまつて、依頼があれば相談に行くという形、実践の基盤をもたない専門家が実践の相談に乗るといのは、私は悪循環になると思います。

特別支援学校は、すごく肥大化して自分たちの実践自体、多大な困難を抱えています。その特別支援教育コーディネーターが地域の学校に助言に入ってくる。自分たちの実践ではこうでしたという蓄積をもちながら、学校で相談するのは大切ですが、実践がやせ細ってしまったら助言が助言としての力を持ちません。

私は特別支援学校の小規模分散

▲第40回奈良大会記念講演



▲国際障害者年中間年のシンポジウム



配置を以前から提案してきました。特別支援学校は、もともと小規模化して地域に分散すべきなのです。学校にも通いやすくなるし、教師は多くの学校をまわらなくてよくなります。そうした提案をどんどんしていくことが必要です。

対等平等に、育ち合う全障研

全障研には、誰でも遠慮なく発言し実践報告ができる、対等平等に討論してお互いに育ち合う、という本来の研究会のあり方があります。初心に戻って、これを追求することが大切だと思います。全国大会であれ、地域の集会であれ、あなたの実践は問題にならない

ということではないでしょう。ペテランが、どんなに初歩的な実践であつてもいいところを見出して励まして、こうしたらどうかと提案をする。これはよき伝統なのです。地味なのですが、それがすごく大切です。

研究者の立場からいえば、私は学校、福祉、労働の現場であれ、現場の方々は遠慮なく、どこであるうと研究者をひっぱりだして、その専門性をいかす場をつくってほしいと思います。ぜひ現場と大学等の研究者とのつながりをより強化してほしいと思います。

講座の講師で呼ぶこともいいですが、それは一つの側面であり、一緒にサークルで一緒に学ぶことが大切です。研究会で車座になつて同じ場で実践を報告し、研究報告を行い、議論をするという地道なとりくみが長い目で見たら力をつけていきます。研究者が自分のなかにあるものを一定時間話して帰ってくるだけでは、新たに吸収するものが少なくなり、研究者も育ちません。対等平等と一緒に学習・研究する時間が大事なので、それがなくなったら全障研ではなくなります。

若い人たちへ

疑問に思ったことは口にする、

主張したいことがあつたら主張することが大切です。子どもの教育実践に「ぶつかりあつて育つ」という言葉が使われましたけど、自己を表現しそれを受けとめた方が反応する、自己表現をしていくなかで、自分が考えていたことが間違つていなかった、初めて疑問がとけたとかがいっぱいあるわけで、遠慮無しに自分を表現する。これこそが全障研のよさなので、それをやってほしいということがあります。

自己の考えを積極的に主張し、相手が先輩であろうと批判があればそれを述べる。批判をすると相手の人格を傷つけることになるのではない、傷つけるということが自分も傷つくというのがあるように感じます。しかし、批判というのは人格を否定するわけではなく、意見の違いを鮮明にするということですから、怖れる必要はないと思います。

若い人たちには、こんな発言をしたらまずいのではないかと考えないようにしてほしい。会員の対等平等性を大事にする、お互いに共有することを大切にして、研究者とも実践者とも共同のとりくみを発展させてほしいと思います。